

## 横浜市会会議規則の一部改正について

### 1 趣 旨

公聴会の開催、参考人の招致を地方自治法が明確に認めていたのは委員会のみであったが、平成24年9月5日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、施行期日を公布日としている改正において、会議における公聴会の開催及び参考人の招致の規定が設けられ、委員会だけでなく本会議においても公聴会の開催、参考人の招致を実施することができるようになった。

このため、平成24年第3回市会定例会において、横浜市会会議規則を一部改正し、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致に関する手続等を規定する必要がある。

### 2 改正内容

横浜市会会議規則第7章採決（第56条から第65条）の次に、次の第7章の2公聴会及び参考人（第65条の2から第65条の8）の7条を加える。

#### 第7章の2 公聴会及び参考人

##### （公聴会開催の手続）

第65条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

##### （意見を述べようとする者の申し出）

第65条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書により、その理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

##### （公述人の決定）

第65条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から市会において決定し、議長から本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

##### （公述人の発言）

第65条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を制止し、又は退場を命ずることができる。

##### （議員及び公述人の質疑）

第65条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

##### （代理人又は文書による意見の陳述）

第65条の7 公述人は、市会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書により、意見を提出することができる。

##### （参考人の意見聴取）

第65条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、参考人の意見聴取については、前3条の規定を準用する。